

蕨市景観条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等（第6条・第7条）

第2節 行為の届出等（第8条—第16条）

第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第17条—第20条）

第4章 景観推進団体（第21条）

第5章 蕨市景観審議会（第22条—第27条）

第6章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な都市の景観形成に関する基本的な事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき必要な事項を定めることにより、本市の特性を活かした魅力ある景観の形成を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- （2）市民等 市内に住所を有する者及び市内に存する土地又は建築物若しくは工作物に関する権利を有する者をいう。
- （3）景観形成重点地区 地域の特性を活かした景観の形成を重点的に図る地区をいう。
- （4）工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外で規則で定めるものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るための施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定に当たっては、事業者及び市民等の意見を反映するよう努

めるものとする。

3 市は、良好な景観の形成について先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら行う事業活動が良好な景観を形成する役割を担うことを認識し、積極的に良好な景観の形成に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、良好な景観の形成に関する理解を深め、積極的に良好な景観の形成に取り組むよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等

(景観計画)

第6条 市長は、良好な景観の形成を図るため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条の規定によるもののほか、あらかじめ、蕨市景観審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）内において、景観形成重点地区を定めることができる。

4 市長は、景観形成重点地区ごとに、法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第3項の良好な景観の形成に関する方針を定めることができる。

(景観計画の策定等の提案をすることができる団体)

第7条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第21条に規定する景観推進団体とする。

第2節 行為の届出等

(届出に係る事前協議)

第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出（以下「法定届出」という。）をしようとする者は、当該法定届出に係る行為について、規則で定めるところにより、市長と事前に協議し、必要な指導又は助言を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による協議を終了したときは、規則で定めるところにより、当該協議を行った者に対し、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 法定届出をしようとする内容が良好な景観の形成を図る上で支障がないと市長が認める場合 その旨

(2) 法定届出をしようとする内容が良好な景観の形成を図る上で支障があると市長が認める場合 その旨及び理由

(届出に添付する図書)

第9条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、規則で定める図書とする。

(行為の着手制限の期間短縮)

第10条 市長は、第8条第2項第1号に係る同項の通知をした場合において、当該通知に係る法定届出が行われ、かつ、当該法定届出に係る行為に関し法第16条第3項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、当該行為について、法第18条第2項の規定による期間の短縮をするものとする。

2 市長は、前項の期間の短縮をするときは、規則で定めるところにより、当該法定届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(景観形成基準に係る配慮義務等)

第11条 景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為をする者は、法第8条第4項第2号に規定する基準（以下「景観形成基準」という。）に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、前項の行為をする者又はした者に対し、景観形成基準に配慮した措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

(届出を要しない行為)

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる行為で規則で定める規模に該当するもの

ア 法第16条第1項第1号に掲げる行為

イ 法第16条第1項第2号に掲げる行為

(2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項の規定による条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の規定による届出を要する行為とする。

(行為の完了等の届出)

第14条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(報告)

第15条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者に対し、行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

(1) 法定届出がされている場合において、当該法定届出に係る行為の施行状況が当該法定届出の内容と異なるおそれがあると認めるとき 当該法定届出をした者

(2) 法定届出がされていない場合において、着手している行為が法定届出の必要な行為に該当するおそれがあると認めるとき 当該行為をしている者

(公表等)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、蕨市景観審議会の意見を聴くものとする。

第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第17条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、同条第2項の規定によるもののほか、あらかじめ、蕨市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の通常管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を変更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うこと。

(2) 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、定期的に、又は必要に応じてその敷地、構造、建築設備等の状況を点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第19条 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、同条第2項の規定によるもののほか、あらかじめ、蕨市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第20条 法第33条第2項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、定期的に、又は必要に応じて定又は下草刈りを行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、定期的に、又は必要に応じて病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講ずること。

第4章 景観推進団体

(景観推進団体の認定等)

第21条 市長は、一定の地区における良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たすものを景観推進団体として認定することができる。

2 前項に規定する認定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する認定をしようとするときは、あらかじめ、蕨市景観審議会の意見を聴くことができる。

第5章 蕨市景観審議会

(設置)

第22条 市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、蕨市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第23条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、景観に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第27条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から第6条第1項に規定する景観計画の効力が生じる日の前日までの間は、埼玉県が定めた景観計画(本市の区域に係る部分に限る。)を同項に規定する景観計画とみなす。

(行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

3 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和39年蕨市条例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)